

調達件名:宮津庁舎実験棟屋根補修工事

令和6年12月23日現在

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	工事の監理技術者は専任配置でしょうか。	本工事は監理技術者の専任配置義務はございません。	
2	「契約保証金の納付」とございますが、11. 工事請負契約書(案)の第4条の記載内容より契約保証金を納付できるのであれば、必ずしも履行保証を付保する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	契約保証金を納付できるのであれば、必ずしも履行保証を付保する必要はございません。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。